

# 政務活動費の手引

鴨川市議会

令和3年8月改訂

## はじめに

本市議会では、地方分権が進む中、二元代表制の一翼を担う議会の役割を果たすため、執行機関に対する監視に止まらず、多様な住民の代表機関として、広範多岐にわたる行政課題に対し、市民目線に立った政策提言や意思決定を図っていくため、議会改革や議会の活性化に取り組み、市民への情報発信や透明性の確保等、議会力の向上に努めてきたところである。

さらに、議員がさまざまな行政課題に的確に対処していくためには、議会の審議能力を高めていくことが必要不可欠であるとの判断から、地方自治法の定めに基づき、平成22年3月に政務調査費の交付条例を制定し、平成22年6月から会派（1人会派を含む。）に対して所属議員1人当たり年額12万円を交付し、以降、様々な政務調査活動が行われてきたところである。

平成24年9月には地方自治法の改正により、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められたことから、関係条例及び規程の一部改正を行い、政務調査費の名称を政務活動費に改めるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲や収支報告書提出の際の領収書又はこれに準ずる書類の添付の義務化、使途の透明性の確保などの規定を追加し、これを受け平成29年4月からは、領収書を含めた収支報告書を全面公開としたところである。

今後とも、政務活動費の執行に際しては、現下の厳しい財政事情を考慮し、政務活動費が市民の税金で賄われていることに鑑み、その使用に当たっては、本手引の厳格な基準のもと、交付目的に沿った有効な活用と使途の透明性の確保に努めていくこととする。

なお、今後、本手引に疑義が生じた場合や社会情勢の変化などにより改正の必要が生じた場合は、議会運営委員会や議員全員協議会などの協議を経て、適宜見直しを図っていくものとする。

# 目 次

第1	政務活動費の概要	
1	制度の目的	1
2	政務活動費とは	1
3	政務活動費の法的位置づけ	1
4	政務活動費による活動の性格	2
	(1) 公務性の是非	2
	(2) 事務局職員の随行の是非	2
5	鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例及び規程の概要	2
	(1) 交付対象(条例第2条、規程第2条)	2
	(2) 交付額及び交付の方法(条例第3条)	2
	(3) 交付の申請等(条例第4条、規程第3条、第4条)	3
	(4) 交付請求(規程第5条)	3
	(5) 政務活動費を充てることができる経費の範囲(条例第6条)	3
	(6) 経理責任者(条例第7条)	3
	(7) 収支報告書の提出(条例第8条、規程第6条)	3
	(8) 政務活動費の返還(条例第9条)	3
	(9) 収支報告書の保存及び公開(条例第10条)	3
	(10) 透明性の確保(条例第11条)	3
第2	政務活動費に関する基本的な考え方	4
1	政務活動費の支出に当たっての原則	4
2	政務活動費の支出に当たっての会派の意思統一と了承	4
3	実費弁償の原則	4
4	政務活動費の充当が不適切な経費の例示	4
	(1) 交際に要する経費	4
	(2) 政党活動に要する経費	4
	(3) 選挙活動に要する経費	5
	(4) 後援会活動に要する経費	5
	(5) 飲食に要する経費	5
	(6) その他私的活動に要する経費	5
5	按分に対する基本的な考え方	5
6	領収書等証拠書類の整理保管	5
第3	政務活動費の取扱基準	6
1	政務活動費の支出手続等	6
2	旅費を伴う研究会、研修会の参加又は調査活動等	6
3	備品等	6
4	その他	7
第4	政務活動費の使途基準項目別の運用指針	8
1	研究研修費	8

2	調査旅費	9
3	資料作成費	10
4	資料購入費	11
5	広報費	12
6	広聴費	13
7	要請・陳情活動費	14
8	会議費	15
9	人件費	16
10	事務所費	17
第5	政務活動費の交付手続等	18
第6	取扱基準各種様式	19
様式1	政務活動費収支報告明細書	19
様式2	支出伝票	20
様式3	支払証明書	21
様式4	調査研究等届出書	22
様式5	旅費等明細書	23
様式6	調査研究等報告書	24
様式7	備品台帳	25
資料編		
	政務活動費（政務調査費）に関する住民訴訟の主な判例、裁判例	26
1	会派の意思統一、了承、その他政務調査費の支出に関する件	26
2	使途基準別の判例、裁判例	27
(1)	研究研修費	27
(2)	調査旅費	30
(3)	資料作成費	31
(4)	資料購入費	32
(5)	広報費	33
(6)	広聴費	34
(7)	人件費	34
(8)	事務所費	34
(9)	その他の経費	35
3	按分に関する判例、裁判例	36
(1)	10分の9が認められた事例	36
(2)	2分の1が認められた事例	36
(3)	3分の1が認められた事例	37
(4)	4分の1が認められた事例	38
(5)	6分の1が認められた事例	38
(6)	9分の1が認められた事例	38
	鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例	39
	鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程	42

## 第1 政務活動費の概要

### 1 制度の目的

地方分権一括法等の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中、議会の果たす役割がますます重要となっていることから、議会の活性化を図り、地方議会の審議能力を高めるためには、議員の調査活動基盤の充実強化が必要であるという観点から、平成12年5月の地方自治法（以下「自治法」という。）の改正により、政務調査費交付制度が創設された。

その後、平成24年9月の自治法の改正により、政務調査費の名称が政務活動費に、その交付目的も「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められるなど、所要の改正が行われたところである。

### 2 政務活動費とは

普通地方公共団体が条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、交付することができる金銭的給付を政務活動費という。

本市では、条例において、その交付対象は会派（一人会派を含む。）とし、政務活動費を充てることができる経費の範囲は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図る活動で、別表に定める項目としている。

また、その用途については、透明性の確保が新たに自治法に明文化され（法第100条第16号）、議長は透明性の確保に努めなければならなくなったこと、また、各会派においてもその用途の透明性が求められるものであるため、慎重な取り扱いが必要となる。このことから、本市では、平成28年度の収支報告書から領収書を含め、議会ホームページ上に全面公開することとした。

### 3 政務活動費の法的位置づけ

政務活動費の交付に関する条文は、自治法第100条第14項から第16項に規定され、政務活動費を交付する場合は、条例を制定する必要がある。その条例には、①交付の対象、②交付額、③交付の方法、④政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めなければならない（法第100条第14項）。

また、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の規定に基づき、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出しなければならない（法第100条第15項）。

なお、この支出は自治法第208条第1項及び第2項に基づき、毎年4月1日から翌年3月31日までのものであり、議長は、政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとする（法第100条第16項）と規定されている。

なお、政務活動費の法的性格は、自治法第232条の2の規定に基づく「補助金」であるので、その目的に沿った支出が前提であり、目的外使用や残金が生じた場

合は返還しなければならない。

#### ◆自治法抜粋

第 100 条 略

②～⑬ 略

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

⑯ 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

## 4 政務活動費による活動の性格

### (1) 公務性の是非

政務活動費による調査研究その他の活動は、自治法第 100 条第 14 項に「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付する」とあるように、あくまでも議員としての活動の性格を有している。つまり、正規の議会活動の範囲に含まれず、本会議や委員会の活動とは別個のものであり、公務ではないと判断される。

そのため、会派が行う調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）中に事故が発生したとしても、正規の議会活動ではないため、公務災害の対象にはならない。

### (2) 事務局職員の随行の是非

政務活動が公務ではないと判断されるため、政務活動費により視察に行く場合等は、議会事務局職員が公費を使用して随行することや、支援することは認められない。

## 5 鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例及び規程の概要

### (1) 交付対象（条例第 2 条、規程第 2 条）

議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

### (2) 交付額及び交付の方法（条例第 3 条）

ア 政務活動費の額は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 1 万円を乗じて得た額とする。

イ 政務活動費は、各年度の 5 月末日までに当該年度分を一括して交付するもの

とする。ただし、年度の途中で新たに結成された会派については、届出のあった日から 30 日以内に交付するものとする。

**(3) 交付の申請等（条例第 4 条、規程第 3 条、第 4 条）**

ア 会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長を経由して市長に申請しなければならない。

イ 市長は、交付の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、政務活動費の交付を決定し、議長を経由して会派の代表者に通知する。

**(4) 交付請求（規程第 5 条）**

会派の代表者は、政務活動費の交付日の 15 日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書を提出するものとする。

**(5) 政務活動費を充てることのできる経費の範囲（条例第 6 条）**

政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として、別表で定めるものに充てることのできる。

**(6) 経理責任者（条例第 7 条）**

会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

**(7) 収支報告書の提出（条例第 8 条、規程第 6 条）**

ア 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、翌年度の 4 月 30 日までに領収書又はこれに準ずる書類を添付して収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

イ 議長は、収支報告書の提出を受けた場合は、その写しを市長に送付するものとする。

**(8) 政務活動費の返還（条例第 9 条）**

政務活動費の交付を受けた会派は、その年度に交付を受けた政務活動費から、その年度において第 6 条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余を返還しなければならない。

**(9) 収支報告書の保存及び公開（条例第 10 条）**

ア 議長は、提出された収支報告書について、提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

イ 収支報告書の開示は、鴨川市情報公開条例（平成 18 年鴨川市条例第 6 号）の定めるところによるものとする。

## **(10) 透明性の確保（条例第11条）**

議長は、収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

## **第2 政務活動費に関する基本的な考え方**

### **1 政務活動費の支出に当たっての原則**

政務活動費の執行に当たっては、次の点に留意し、交付を受けた会派の代表者及び経理責任者が中心となり、当該会派の責任において適切に取り扱うものとする。

- ① 政務活動の目的が本市の市政と関連性があること。
- ② 政務活動の必要性があること。
- ③ 政務活動に要した金額や態様等の妥当性があること。
- ④ 適正な手続がなされていること。
- ⑤ 支出についての説明責任を明確にすること。

### **2 政務活動費の支出に当たっての会派の意思統一と了承**

本市では、政務活動費の交付対象を会派として規定しているため、政務活動は、会派としての意思統一がなされ、会派として行うものであるとの会派の了承が必要となる。

ゆえに、会派の了承なく会派の構成員である個々の議員が政務活動を行うことは困難である。

なお、会派がその構成員である個々の議員に会派としての政務活動を行わせるに当たっては、分担すべき活動を個々に明示して、政務活動終了後には会派に報告することとする。

### **3 実費弁償の原則**

政務活動は、会派の自発的な意思に基づき行われるものであるため、社会通念上妥当と判断される範囲を前提として、その活動に要した経費の実費に充当することを原則とする。

なお、宿泊料については、鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づく額を上限とする。

### **4 政務活動費の充当が不適切な経費の例示**

#### **(1) 交際に要する経費**

- 香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭や祝賀会の出席に要する経費
- 病気見舞い、餞別、中元、歳暮、年賀状等の儀礼に要する経費

#### **(2) 政党活動に要する経費**

- 党大会への出席に要する経費及び党大会賛助金等に要する経費



- 政党の広報紙、パンフレット、宣伝等の印刷発送等に要する経費
- 議員が所属する政党機関誌等の出版物の購読に要する経費
- 政党組織事務所の設置や維持管理に要する経費

### (3) 選挙活動に要する経費

- 選挙運動及び選挙活動に要する経費
- 各種選挙時における支援活動及び選挙関係資料の作成等に要する経費

### (4) 後援会活動に要する経費

- 後援会の活動に要する経費
- 後援会事務所の設置及び維持管理に要する経費

### (5) 飲食に要する経費

- 飲食を主目的とする会議に要する経費
- 各種団体等の主催による飲食を主目的とした会合や懇親会の出席に要する経費

### (6) その他私的活動に要する経費

- 私的な旅行、観光、レクリエーション等に要する経費
- 議員が個人的に参加している団体の会費や会議への参加に要する経費
- 宗教活動に要する経費
- 公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費
- 政務活動に直接必要としない備品等の購入や借上げに要する経費

## 5 按分に対する基本的な考え方

議会の議員の活動は、政務活動以外にも、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多岐にわたっており、明確な区分が困難な場合が考えられる。

その場合には、会派は、活動の実態に合わせて、適切な按分によって政務活動費により充当する経費の額を確定するものとする。

なお、按分割合については、一律化することは困難であるため、全国各地の裁判例や判例を参考に、会派の責任において、合理的に説明できる比率で対応することとする。

## 6 領収書等証拠書類の整理保管

政務活動費が市民の貴重な税金で賄われていることに鑑み、その執行に際しては透明性の確保と使途の立証責任を果たすため、会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、当該支出のあった年度の末日から起算して5年間は保管しなければならない。

## 第3 政務活動費の取扱基準

### 1 政務活動費の支出手続等

- (1) 会派は、政務活動費を管理するため、会派名義の預金通帳を備えるものとする。  
なお、銀行口座への振込みとなるため、利子につかない口座の開設が望ましい。
- (2) 政務活動費を支出したときは、領収書を徴するものとし、領収書には品目名、数量等の記載を要し、その宛名は会派名とする。
- (3) 経理責任者は、条例に定める別表に基づき、項目毎に**政務活動費収支報告明細書（様式1）**を作成するものとする。
- (4) 経理責任者は、政務活動費を支出するときは、**支出伝票（様式2）**に活動に要した費用の支出金額、支出項目、支出日、支出先、支出内容等を明記し、支出を証明する書類として、領収書又はこれに準ずる書類（以下「領収書等」という）を貼付し、会派の代表者の承認を得るものとする。
- (5) 旅費の支給を行うときは、**旅費等明細書（様式5）**を**支出伝票（様式2）**に添付するものとする。
- (6) 領収書を徴することができない場合は、**支払証明書（様式3）**をもって代えることができる。
- (7) 各会派の経理責任者は、支出の都度、その政務活動費から支出したことを明確にするとともに、会計帳簿を作成するなど、使途基準に合致した支出であることを証明できるよう諸資料を保管・管理（支出のあった年度の末日から起算して5年間）しなければならない。

### 2 旅費を伴う研究会、研修会の参加又は調査活動等

- (1) 会派又は所属議員が、会派内の了承を得て研究会、研修会に参加する場合、又は他の自治体等へ視察調査等行う場合は、**調査研究等届出書（様式4）**を会派の代表者を經由して議長に届け出るものとする。なお、事前の届出がない場合は、政務活動費の支出が認められないので留意すること。
- (2) 調査活動等が終了したときは、**調査研究等報告書（様式6）**を作成し、会派の代表者に提出するものとする。
- (3) 調査研究等報告書は、資料とともに会派において条例に規定する保存の期間（5年間）まで保管するものとする。

### 3 備品等

- (1) 備品とは、比較的長期の使用が可能で、取得価格が1万円以上のものをいうものとする。
- (2) 備品は、リース契約を原則とするものとする。ただし、年度をまたぐリースや議員の任期を超えてのリース、リース契約後に所有権が契約者に移転しないこととする。
- (3) やむを得ない理由により、備品を購入したときは、**備品台帳（様式7）**に記載し、耐用年数が経過するまで会派の責任において管理するものとする。

(4) 会派が解散し、引き継ぐべき会派がない場合の備品の取扱いは、残存価値があれば、その額を収支報告書の雑収入として計上するものとする。

なお、残存価値がある備品について、市又は議会事務局に寄附する行為は、公職選挙法第 199 条の 2 に抵触する恐れがあるので、禁止することとする。

#### **4 その他**

(1) クレジットカード、プリペイドカード等による支払いは、認めないものとする。

(2) 政務活動費の預け入れから発生する預金利子は、収入に計上するものとする。

## 第4 政務活動費の使途基準項目別の運用指針

1 研究研修費
<p><b>【内容】</b> 会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 例示：会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費、文書通信費等</p>
<p><b>【運用指針】</b></p> <p><b>1 会場費</b> 会派が主催する研究会、研修会の会場借上料、会場設営費、資料作成費その他開催に要する経費とし、お茶類、茶菓子代は常識の範囲内で認めることとする。</p> <p><b>2 講師謝金</b> 会派が主催する研究会、研修会に招聘する講師の謝金、旅費、宿泊費のほか、食事代、手土産代は、常識の範囲内で認めることとする。</p> <p><b>3 出席者負担金・会費</b> 他の団体が開催する研究会、研修会の出席者負担金・会費については、政務活動に関連し、会費が明確に定められているものに限り認めることとする。</p> <p><b>4 交通費</b> (1) タクシーを使用する場合は、①他の公共交通機関がない場合、②時間的余裕がない場合、③身体的な障害がある場合等、合理的な説明ができる場合に限り認めることとする。 (2) レンタカー使用料、バス借上料、駐車場代、有料道路料金等は、実費を支出するものとする。</p> <p><b>5 旅費、宿泊費</b> (1) 旅費、宿泊費については、鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき算定した額とする。 ※ 旅費は、公共交通機関を原則として実費弁償とする。宿泊料は、1泊14,800円（夕食、朝食代含む）を上限とする。 (2) 研究会、研修会終了時、公共交通機関等で日帰りが可能な場合については、宿泊費の支出は認めないものとする。</p> <p><b>6 文書通信費</b> 議会で貸与するタブレット端末機の基本プランの月額通信料の内、議員個人が負担する額の2分の1を上限として支出することができるものとする。</p> <p><b>7 その他</b> (1) 自家用車又はレンタカーを使用した場合の燃料費については、政務活動に使用されたことが立証できる分を支給対象として認めるものとする。 (2) 鉄道賃、航空賃、宿泊料等のキャンセル料は、他の公務の発生や親族の葬祭等、やむを得ない事情の場合は支出を認めるものとする。</p> <p><b>【支出を否とするものの例示】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 居酒屋等酒類の提供を主とする場所での研究会、研修会の会場借上料等</li><li>2 飲食を主目的とする会場で開かれる会議の出席者負担金・会費等</li><li>3 党大会等への出席や政党その他政治団体が主催する政党色の強い活動と認められる研究会、研修会への参加に要する経費</li><li>4 政治資金規正法に基づく政治資金パーティー券の購入費</li><li>5 個人の立場で参加している団体の年会費及び会費</li><li>6 会派や議員間の懇談会等に要する経費</li><li>7 他の団体の開催する研究会、研修会参加等のための旅行保険料</li></ol>

## 2 調査旅費

### 【内容】

会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費  
例示：交通費、旅費、宿泊費等

### 【運用指針】

#### 1 交通費

- (1) タクシーを使用する場合は、①他の公共交通機関がない場合、②時間的余裕がない場合、③身体的な障害がある場合等、合理的な説明ができる場合に限り認めることとする。
- (2) レンタカー使用料、バス借上料、駐車場代、有料道路料金等は、実費を支出するものとする。

#### 2 旅費、宿泊費

- (1) 旅費、宿泊費については、鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき算定した額とする。

※ 旅費は、公共交通機関を原則として実費弁償とする。宿泊料は、1泊14,800円（夕食、朝食代含む）を上限とする。

- (2) 調査終了時、公共交通機関等で日帰りが可能な場合については、宿泊費の支出は、認めないものとする。

#### 3 その他

- (1) 鉄道賃、航空賃、宿泊料等のキャンセル料は、他の公務の発生や親族の葬祭等、やむを得ない事情の場合は支出を認めるものとする。
- (2) 視察先への土産代は、常識の範囲内で認めるものとする。
- (3) 施設入館料等は、市政との関連性があり、政務活動に資するものは認めるものとする。

### 【支出を否とするものの例示】

- 1 海外視察旅費
- 2 視察先での飲酒代やスナック等の2次会費用等
- 3 視察のための旅行保険料
- 4 自動車に関わる経費（自動車本体の購入費、車検代、保険代等）

### 3 資料作成費

#### 〔内容〕

会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費

例示：印刷製本費、翻訳料、事務機器購入、リース代等

#### 〔運用指針〕

##### 1 印刷製本費

会派又は所属議員が作成した資料の印刷製本、コピー代、写真現像代等に要する経費とし、成果品は、会派において条例に規定する保存の期間（5年間）まで保管するものとする。

##### 2 翻訳料

外国の文献の翻訳や古文書の現代語翻訳等に要する経費とし、成果品は条例に規定する保存の期間（5年間）まで保管するものとする。

##### 3 事務機器購入費・リース料

コピー機、パソコン等事務機器については、リース契約を原則とする。ただし、やむを得ず事務機器を購入する場合は、会派において適正な管理に努めるものとする。

なお、取扱の詳細については、政務活動費の取扱基準によるものとする。

##### 4 その他

コピー機、パソコンなどの事務機器の使用に係る用紙、トナー代、修理代等の消耗品費は認めるものとする。

#### 〔支出を否とするものの例示〕

- 1 政党活動用の資料作成に要する経費
- 2 選挙活動用の資料作成に要する経費
- 3 後援会活動用の資料作成に要する経費
- 4 議員個人の私的な活動用の資料作成に要する経費

## 4 資料購入費

### 〔内容〕

会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費  
例示：書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース使用料等

### 〔運用指針〕

#### 1 書籍購入費

- (1) 書籍の購入に当たっては、現金購入を原則とし、領収書を徴する場合は購入した書籍名を記載（納品書でも可）するものとする。
- (2) 購入した書籍については、会派の責任において保存、管理するものとする。

#### 2 新聞雑誌購読料

新聞雑誌の購読については、議員個人宅ですでに購読している新聞雑誌を除き、政務活動に資するため新たに購読するものに限り認めるものとする。

#### 3 有料データベース使用料

政務活動に必要なコンピュータソフト等の購入や使用料は、認めるものとする。

#### 4 その他

市政との関連性があり、政務活動の実質を伴う教材費等の購入は認めるものとする。

### 〔支出を否とするものの例示〕

- 1 図書券の購入費（換金性が高いため）
- 2 所属政党が発行する新聞、機関誌等の購入費
- 3 娯楽性の高いスポーツ紙や週刊誌等の購入費
- 4 議員の職業に深く関係し、私的な目的が強い業界機関誌等の購入費

## 5 広報費

### 【内容】

会派が行う活動及び市の政策について市民に報告するために要する経費

例示：広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等

### 【運用指針】

#### 1 広報紙・報告書印刷費、送料

- (1) 広報紙・報告書発行に伴う印刷製本費、写真現像代、送料、新聞折込料等を支出することができるものとし、成果品は、会派において条例に規定する保存の期間（5年間）まで保管するものとする。
- (2) 広報紙・報告書の発行に当たっては、発行者は、会派とするものとする。
- (3) 広報紙・報告書については、紙面全体が会派又は所属議員の政務活動に伴う記事とし、政党活動や後援会活動等に伴う記事の掲載は、認めないものとする。
- (4) 切手については、その汎用性及び換金性の観点から、必要な時に必要な数量を購入し、年度内に使い切ることを基本とする。

#### 2 会場費

- (1) 会派が市政に関する政務活動を市民に報告し、PRするための会場借上料、会場設営費、資料作成費その他開催に要する経費とし、所属政党や後援会等との共同開催に伴う支出は、認めないものとする。
- (2) お茶類、茶菓子代は、常識の範囲内で認めることとする。

#### 3 その他

会派が開設し、維持管理する会派のホームページに要する経費については、認めるものとするが、掲載内容については、政務活動と関係のない一般の政党活動、後援会活動等に伴う記事の掲載は、認めないものとする。

### 【支出を否とするものの例示】

- 1 政党活動、後援会活動、選挙活動に伴う広報紙の発行に要する経費
- 2 議員個人名の広報紙の発行に要する経費
- 3 議員個人名のホームページの開設・維持管理に要する経費
- 4 飲食を主目的とする会場で開かれる報告会等に要する経費
- 5 年賀状、暑中見舞い等の挨拶状に類するものに要する経費



## 6 広聴費

### 〔内容〕

会派が行う市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費

例示：会場費、資料印刷費、茶菓子代、交通費等

### 〔運用指針〕

#### 1 会場費、資料印刷費、茶菓子代

(1) 会派が開催する公聴会、意見交換会の会場借上料、会場設営費、資料作成費その他開催に要する経費とし、所属政党や後援会等との共同開催に伴う支出は、認めないものとする。

(2) お茶類、茶菓子代は、常識の範囲内で認めることとする。

#### 2 交通費

(1) タクシーを使用する場合は、①他の公共交通機関がない場合、②時間的余裕がない場合、③身体的な障害がある場合等、合理的な説明ができる場合に限り認めることとする。

(2) 燃料費については、政務活動に使用されたことが立証できる場合はその全額を支給対象として認めるものとする。

### 〔支出を否とするものの例示〕

1 政党活動、後援会活動、選挙活動に要する経費

2 飲食を主目的とする会場で開かれる報告会等に要する経費

3 飲酒代、食事代

## 7 要請・陳情活動費

### 〔内容〕

会派が要請又は陳情活動を行うために要する経費

例示：資料印刷費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等

### 〔運用指針〕

#### 1 資料印刷費、文書通信費

- (1) 会派又は所属議員が、国、県、市等に対する補助金等の要請、陳情活動を行うために作成した資料の印刷製本、コピー代、写真現像代等に要する経費とし、成果品は、会派において条例に規定する保存の期間（5年間）まで保管するものとする。
- (2) 切手、葉書等は、要請、陳情活動に使用されたことが立証できる場合は、その全額を支給対象として認めるものとする。
- (3) 携帯電話代を支出する場合は、政務活動に費やした実態に合わせて、社会通念上妥当と思われる按分率をもって算出した額とするものとする。

#### 2 交通費

- (1) タクシーを使用する場合は、①他の公共交通機関がない場合、②時間的余裕がない場合、③身体的な障害がある場合等、合理的な説明ができる場合に限り認めることとする。
- (2) レンタカー使用料、バス借上料、駐車場代、有料道路料金等は、実費を支出するものとする。

#### 3 旅費、宿泊費

- (1) 旅費、宿泊費については、鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき算定した額とする。
- ※ 旅費は、公共交通機関を原則として実費弁償とする。宿泊料は、1泊14,800円（夕食、朝食代含む）を上限とする。
- (2) 調査終了時、公共交通機関等で日帰りが可能な場合については、宿泊費の支出は、認めないものとする。

### 〔支出を否とするものの例示〕

- 1 所属政党に対する要請、陳情活動に要する経費
- 2 要請、陳情活動の相手に対する飲食等接待に要する経費
- 3 会派所属議員の名刺作成に要する経費

## 8 会議費

### 〔内容〕

会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費

例示：会場費、資料印刷費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費、参加費等

### 〔運用指針〕

#### 1 会場費、資料印刷費、文書通信費

- (1) 会派が行う各種会議の会場借上料、会場設営費、資料作成費その他開催に要する経費とし、所属政党や後援会等との共同開催に伴う支出は、認めないものとする。
- (2) 文書通信費は、会派が行う各種会議の開催に伴い使用されたことが立証できる場合は、その全額を支給対象として認めるものとする。
- (3) 携帯電話代を支出する場合は、政務活動に費やした実態に合わせて、社会通念上妥当と思われる按分率をもって算出した額とするものとする。

#### 2 交通費

- (1) タクシーを使用する場合は、①他の公共交通機関がない場合、②時間的余裕がない場合、③身体的な障害がある場合等、合理的な説明ができる場合に限り認めることとする。
- (2) レンタカー使用料、バス借上料、駐車場代、有料道路料金等は、実費を支出するものとする。

#### 3 旅費、宿泊費

- (1) 旅費、宿泊費については、鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき算定した額とする。
- ※ 旅費は、公共交通機関を原則として実費弁償とする。宿泊料は、1泊14,800円（夕食、朝食代含む）を上限とする。
- (2) 会議等終了時、公共交通機関等で日帰りが可能な場合については、宿泊費の支出は認めないものとする。

#### 4 参加費

飲食を主たる目的とした会議等への参加費は、認めないものとする。

### 〔支出を否とするものの例示〕

- 1 居酒屋等酒類の提供を主とする場所での会議等の会場借上料等

## 9 人件費

### 【内容】

会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費

例示：給料、手当、賃金等

### 【運用指針】

#### 1 給料、手当、賃金

- (1) 会派が政務活動を補助させる職員を雇用する場合、議員の家族、親族の雇用は、認めないものとする。
- (2) 補助職員を雇用した場合は、領収書には雇用者の住所、氏名、生年月日、雇用期間等を記載するものとする。
- (3) 複数の会派が政務活動を補助する職員を共同で雇用することは、認めることとするが、その場合、当該職員がそれぞれの会派にける政務活動を補助している状況に基づき按分するか、社会通念上妥当と思われる按分率をもって算出した額とするものとする。
- (4) 雇用した補助職員には、政党活動、後援会活動、選挙活動、議員の私的な活動に関する事務等を課してはならない。

### 【支出を否とするものの例示】

- 1 議員の家族、親族の雇用に要する経費
- 2 政党活動、後援会活動、選挙活動、議員の私的な活動の補助を目的とする職員の雇用

## 10 事務所費

### 【内容】

会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

例示：事務所の賃借料、維持管理費、備品・事務機器購入費、リース代等

### 【運用指針】

#### 1 事務所の賃借料

- (1) 賃借人である議員自身が賃貸人となることは認めないものとする。
- (2) 賃貸人が議員の親等の親族である場合については、事務所の使用関係及び経費の負担関係を明確にするため賃貸借契約を締結するものとする。
- (3) 政務活動に資するための事務所とそれ以外の業務と併用して使用する場合は、政務活動に費やした実態に合わせて、社会通念上妥当と思われる按分率をもって算出した額とするものとする。

#### 2 維持管理費

- (1) 固定電話代、水道料金代、電気代など維持管理に要する経費を支出することができるものとする。
- (2) 併用して使用している事務所の場合は、政務活動に費やした実態に合わせて、社会通念上妥当と思われる按分率をもって算出した額とするものとする。

#### 3 備品・事務機器・リース代

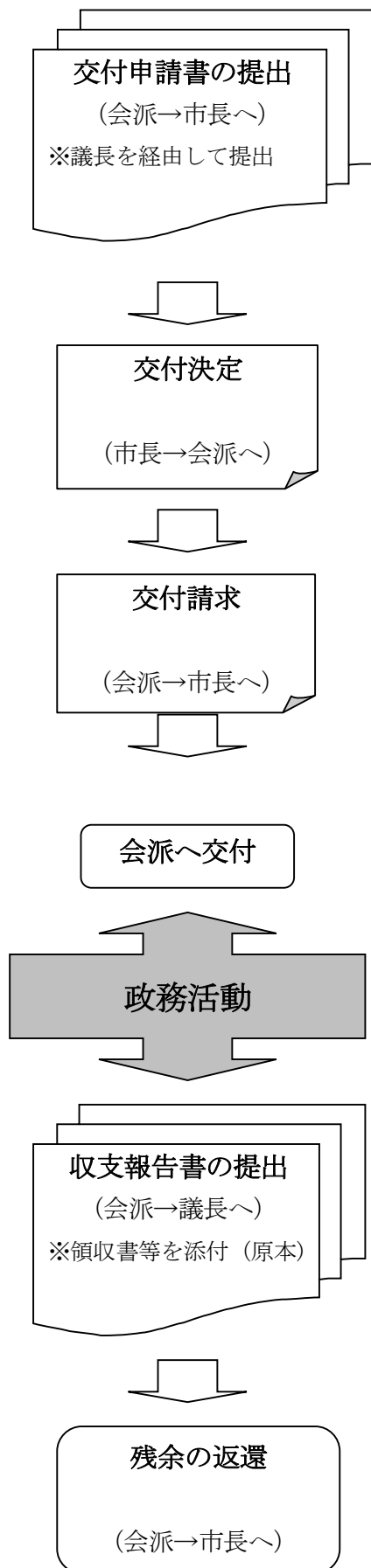
備品・事務機器については、リース契約を原則とする。ただし、やむを得ず備品・事務機器を購入する場合は、会派において適正な管理に努めるものとする。

なお、取扱の詳細については、政務活動費の取扱基準によるものとする。

### 【支出を否とするものの例示】

- 1 事務所の購入に要する経費
- 2 携帯電話本体の購入費
- 3 テレビ、ビデオ、エアコン等高額な備品の購入費

## 第5 政務活動費の交付手続等



### 《条例第3条、規程第3条関係》

- ◆政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度**4月15日**までに、議長を経由して市長に対して政務活動費交付申請書（第4号様式）を提出する。
- ◆年度の途中で新たに結成された会派については**10日以内**に同様の手続を行う。
- ※議員の改選の年度は、任期満了月までの2か月分（4、5月分）の申請となる。

### 《条例第3条、規程第4条関係》

- ◆市長は、内容を審査し、適当と認めるときは、**4月末日**までに会派の代表者に対し、議長を経由して政務活動費交付決定書（第6号様式）を通知する。

### 《規程第5条関係》

- ◆交付決定書の通知を受けた会派の代表者は、**5月16日**までに市長に対し、政務活動費交付請求書（第7号様式）を提出する。

### 《条例第2条関係》

- ◆毎年度**5月末日**までに年額分を一括して会派へ交付する。ただし、議員の改選の年度は、任期満了月までの2か月分を交付する。

### 《条例第8条、規程第6条関係》

- ◆会派の代表者は、**翌年度の4月末日**までに、**領収書等の証拠書類を添付して**政務活動費に関する収支報告書（第8号様式）（規程第6条関係）を議長に提出する。

※添付する書類

- ① 政務活動費収支報告明細書（様式1）
- ② 支出伝票（様式2）  
※旅費等明細書（様式5）
- ③ 領収書（原本）または支払証明書（様式3）

- ◆議長は、収支報告書の写しを市長へ送付する。

### 《条例第9条関係》

- ◆会派は、交付を受けた政務活動費に残余がある場合は、その残余相当額を**5月末日**までに市長に返還する。



様式 2

支 出 伝 票

会 派 名		代表者		経 理 責 任 者	
支 出 年 度	年 度	整理番号 (項目別)			
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 研究研修費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 調査旅費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 人件費		
支出年月日	年	月	日		
支 出 金 額	円				
支 出 先					
支 出 内 容					
備 考					
領収書等貼付欄					

※ 按分がある場合は、備考欄に按分率を記入願います。  
領収書が貼りきれない場合は、裏面に貼付願います。



様式3

支 払 証 明 書

支 払 金 額	円		
支 出 項 目	<input type="checkbox"/> 研究研修費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 <input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 調査旅費 <input type="checkbox"/> 広報費 <input type="checkbox"/> 会議費	<input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 広聴費 <input type="checkbox"/> 人件費
支 払 年 月 日	年 月 日		
支 払 先	住所  氏名		
支 払 事 由			
領収書を徴することができない理由			
<p>上記のとおり支払ったことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>会 派 名</p> <p>代表者名 <span style="float: right;">印</span></p>			

様式 4

代 表 者	経理責任者

調 査 研 究 等 届 出 書

年 月 日

会 派 名  
代表者名

様

氏 名

印

下記のとおり調査研究のため視察（出張）しますので届け出ます。

記

視察（出張）期間	
用 務	
視察（出張）先	
参 加 者	
内 容 (目 的)	
備 考	

様式 5

旅 費 等 明 細 書

(会派名 )

視察（出張）期間		年 月 日 ～ 年 月 日				
視察（出張）先						
参 加 者 （ 人）						
①鉄道賃	内 訳	発（着）	着（発）	路 線	往復	金 額
	運 賃				<input type="checkbox"/>	円
					<input type="checkbox"/>	円
					<input type="checkbox"/>	円
					<input type="checkbox"/>	円
	特急・急行				<input type="checkbox"/>	円
					<input type="checkbox"/>	円
					<input type="checkbox"/>	円
					<input type="checkbox"/>	円
	座席指定料金（旅程すべての実費額の合計額）					円
特別車両料金（旅程すべての実費額の合計額）					円	
小 計					円	
②航空賃	内 訳	発（着）	着（発）	路 線	往復	金 額
					<input type="checkbox"/>	円
					<input type="checkbox"/>	円
小 計					円	
③宿泊料	円× 泊（14,800円を上限とします）					円
④食卓料	3,000円× 泊（夜行で水路旅行、航空旅行をする場合）					円
⑤その他						円
⑥1人当たりの旅費等の合計（①+②+③+④+⑤）					円	
合 計（⑥の額× 人）					円	

様式6

代 表 者	経理責任者

調 査 研 究 等 報 告 書

年 月 日

会 派 名  
代表者名

様

氏 名

印

下記のとおり調査研究のため視察（出張）したので報告します。

記

視察（出張）期間	
用 務	
視察（出張）先	
参 加 者	
内 容 （目 的）	
概 要 及 び 所 見	

※参考資料等を添付すること。

## 様式 7

# 備 品 台 帳

(会派名 )

番号	品 名 (型番等)	取得年月日	取得価格	購 入 先	設置場所	廃棄年月日

# 資料編

- 1 政務活動費（政務調査費）に関する住民訴訟の主な判例、裁判例
- 2 鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例
- 3 鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程



## 政務活動費（政務調査費）に関する住民訴訟の主な判例・裁判例

（平成30年8月末まで）

### 1 会派の意思統一、了承、その他政務活動費（政務調査費）の支出に関する件

事 案	判決結果	判決内容	判決年月日	裁判所
政務調査費による調査報告書が民訴法220条4号ニ（専ら文書の所持者の利用に供するための文書）に該当する文書かどうか	適	条例、要綱等に市長及び議長が政務調査費による調査報告書の提出を求める規定もなく、専ら会派内部での利用のため作成されたものであること、これが開示されると会派及び議員の調査研究が執行機関や他の会派等の干渉によって阻害される恐れがあることなどから、民訴法220条4号ニに該当する文書として、文書提出命令の対象とならない。	H17. 11. 10	最高裁
任期満了をはさんだ会派の備品の引継ぎの適否	適	改選の前後において会派は社会的実在として同一性を失うものではないと判断し、備品を改選の都度清算する必要はない。	H18. 2. 5	名古屋高裁
政務調査費の交付先が会派の場合、会派内の意思統一や了承のない場合の支出の適否	否	政務調査費の交付対象が会派である場合、会派としての意思統一や会派の了承がない支出は違法である。なお、1人会派の場合は、会派内での意思統一や了承の問題はない。	H19. 2. 9	札幌高裁
領収書等がなく不明確な支出（訴訟告知後に領収書等関係書類が廃棄された事案）	否	所属議員から提出された収支状況報告書を会派の慣習に則って廃棄したとしても、訴訟告知後の廃棄は不自然であり、自己の支出内容についても記憶がないため供述できないというのは、極めて不自然、不合理である。	H20. 3. 24	仙台地裁
政務調査費の支給対象が会派と議員である場合、交付額に差異があるのは憲法14条に違反するかどうか	否	1人会派を認めるかどうかは議会の立法裁量の範囲であり、1人会派を認めないことが法律違反とはならない。また、会派に属しない議員も交付対象となっており、会派に属しない議員を不当に差別しているとはいえない。	H21. 6. 17	大阪高裁
公文書非開示処分取消請求事件（政務調査活動の目的、性格、内容等に係る情報が非公開情報かどうか）	適	政務調査費の使途を問題とする住民監査請求に係る監査に際し、監査委員が議会における会派から任意に提出を受けた文書に記録された政務調査活動の目的、性格、内容等に係る情報は非公開情報に当たるものである。	H21. 12. 17	最高裁
会派の代表者の承認を得てされた所属議員の政務調査費の支出の適否	適	会派として内部的な意思決定手続等に関する特別な取り決めがない限り、会派の代表者による承認は、会派自らがした承認と評価され、「会派が行う」との要件を満たすものである。	H22. 2. 23	最高裁



## 2 使途基準別の判例・裁判例

### (1) 研究研修費

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
A党全国連合内自治体議員団全国会議会費	否	政党活動に伴うものである。	H19. 4. 26	仙台高裁
商工会議所青年部総会参加費、新年交歓会負担金外 18 例	否	政務調査費とは関係のない議員としての交際費又は個人的な支出である。	H19. 10. 26	最高裁
全国都市問題会議への参加経費	適一部否	全国の市長、市議会議員等が参加し、毎年テーマ毎に開催される都市問題に関する会議であることは公知の事実であり、使途基準に合致している。しかし、観光のための支出とうかがえる入館料や二次会費は使途基準に合致しない支出である。	H19. 10. 26	最高裁
議員同士の情報交換のための懇親会費	否	会派に所属する議員同士が、情報交換のためとして議員同士で宿泊を伴う懇親会を開催した場合、たとえ貴重な情報交換、懇談の場であっても政務調査費の使途基準に反する。	H19. 10. 26	最高裁
県内若手議員等の会における総会費及び年会費	否	政務調査費とは関係のない個人的な支出である。	H19. 10. 26	最高裁
姉妹都市提携記念行事の参加	適	姉妹都市提携記念行事という交際的な活動の後に開催された祝賀会の懇談における意見交換が政務調査活動と認められ、これを記念行事と比較した結果、政務調査活動が大部分を占めるとして経費支出を認める（報告書及び旅費の支出に関する書面が会派に提出されている）。	H19. 12. 19	仙台高裁
市民総合体育大会懇親会会費、前知事を囲む市町村議員懇話会費、農業経営者協議会年会費等	否	政務調査費とは関係のない議員としての交際費又は個人的な支出である。	H19. 12. 20	仙台高裁
C党県支部連合会の政経セミナー会券代	否	政党活動に伴うものである。	H19. 12. 20	仙台高裁
会派の会議を議会棟以外の場所で開催した場合の経費（飲食費含む）	適	会議が会派における政務調査活動の実態を有しており、出席した議員 1 人当たりの食事代等が 5,000 円以下であれば、社会通念上相当と認められる範囲内である。	H19. 12. 26	大阪高裁
会議に伴う飲食代	否	飲食代金の支出は、地方行政と直接の関連性を有していると認めることはできない。飲食代金を会議から支出する場合は、政務調査との関連性が必要であり、金額も社会通念上相当であると具体的に認められる必要がある。（証拠書類の提出がされなかったことから民事訴訟法 224 条の類推適用により、客観的資料に基づく推定計算によって不適切な支出額が示された事件）	H20. 2. 4	名古屋高裁
教育カウンセラー養成講座の参加経費	適	受講によって一定程度の情報収集と知識を得たことが認められ、調査研究の実質があるとともに、市政との関連性も認められる。	H20. 5. 16	函館地裁

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
著名タレントを講師とした会派が開催した講演会の講師謝金等	否	議員自らの研鑽・研修を目的として実施されたよりも、市民を聴衆することを意図とした市民向けの講演会として開催されたと認められ、使途基準を逸脱している。	H21. 2. 26	名古屋高裁
会議に伴う昼食代	否	金額が社会通念上相当な範囲内であっても所属議員に対する昼食代は、日常生活上に必要となるものであって、政務調査費の使途基準に適合するものとは認められない。	H21. 3. 26	名古屋地裁
陳情者等来客用に提供した会合飲食代	適	陳情者等から市政に関する要望、意見を聴取することは、市民の意思を適正に市政に反映させるための一手段であり、政務調査費の趣旨に合致する。また、その際提供されたコーヒー等の飲食物も1月当たり2,000円程度であることから、市政に関する調査研究に資するため必要な経費と認められる。	H21. 3. 26	名古屋地裁
ホテルの会議室を使用した懇談会費（会議室使用料及び飲物代）	適	予算編成に対する重点要望を取りまとめた会議であり、政務調査費の趣旨に適合する政務調査活動である。	H21. 3. 26	名古屋地裁
政治資金パーティ参加費及び旅費、日当	否	政治資金パーティに政務調査費を使って参加することは、公金をもって特定の者の政治活動資金に充てることになり、極めて不適切である。	H23. 1. 21	福岡地裁
酒食を伴う会合への参加費	適	懇親会の会費は懇親会に先立って行われた講演会の会費と区別されずに徴収されており、懇親会分の支出を切り離すことは困難であったと認められ、飲食を伴う会合に政務調査費を支出すべきやむを得ない事由であったというべきである。	H23. 9. 30	仙台地裁
諸団体等の月会費、年会費（岩手・ベトナム青少年を支援する会）	否	岩手・ベトナム青少年を支援する会の主な活動は留学生の支援と認められる。また、会費は1口の額が定められているのみで、いくら支払うかは任意であり、寄附金としての性質を有すると認められ、議員が行っているのは留学生個人を対象とした支援活動であり、県政に繋がる活動であるとは言い難く、調査研究のための必要性に欠ける支出である。	H23. 9. 30	仙台地裁
国会議員の国政報告会及び準備会会費	否	国政報告会の準備会に参加していることから開催側の一員であった疑いがある。国政報告会に参加した主たる目的は、国政に関する情報を得ることではなく、政党活動あるいは後援活動を補助することにあつたと疑われる。	H23. 9. 30	仙台地裁
昭和史をテーマとした歴史講座聴講のための交通費	否	講演会のテーマは、県政との直接的な関連性が希薄であり、一般的知識・教養に準じる内容とも言え、あえて東京都内に赴くことは調査研究の方法として最良の範囲を超え、相当性を欠いている。	H23. 9. 30	仙台地裁
行政書士の専門的知見への対価	適	支払った対価が毎回定額（1回4万円）であったことは定例研究会がほぼ月に1度ずつ定期的に行われていたことから不自然ではない。また、議長への支出報告書の提出に当たっては成果物を求めているわけでもないため、提出されていないことをもって使途基準に反した違法な支出とはいえない。	H25. 4. 24	東京地裁

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
議会開会時の昼食代	否	議会開催日の昼食時に特に政務調査活動を行う必要があった旨の主張がなく、本支出は議会参加のための経費と認められる。	H25. 11. 18	福岡地裁
ソフトボール大会会費	否	ソフトボール大会は、政務調査活動のために行われたとは認められず、その機会に市政に関する情報が得られることがあったとしても、副次的な効果に過ぎず、支出は目的外支出に当たる。	H25. 11. 18	福岡地裁

## (2) 調査旅費

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
旅費条例の規定する宿泊費、日当及び交通費実費を超えた調査旅費	適	使途基準には調査費として支出することができる上限を定めていない。調査研究活動が目的の範囲内であり、社会通念上著しく高額でない場合は、旅費条例を超えた部分が使途基準に反している支出とはいえない。	H16. 9. 15	京都地裁
視察先への土産代	適	視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼であり、社会通念上適正な範囲内であれば調査費に該当する。	H16. 9. 15	京都地裁
博物館入館料	適	市の文化、観光、街づくりなどの政策立案等に当たり有益であり、調査費に該当する。	H16. 9. 15	京都地裁
旅費の定額支給	適	あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときは、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給する取扱いも可能である。	H17. 5. 25	大阪高裁
日当支給	適	政務調査は通常の職務内容とは異なる職務である上、調査地での交通費等の費用がかかることも想定されるので、日当を政務調査費より支給することは可能である。	H17. 5. 25	大阪高裁
定額支給旅費内の飲食代の支出の適否	適	定額支給されている宿泊費には、宿泊料金のほかに夕食代、朝食代が、日当には昼食代と雑費が含まれていると解され、宿泊料と食事代がその範囲内であれば適法と認められる。	H19. 4. 26	仙台高裁
視察先への土産代	適	視察先への土産代は、調査研究活動に当たる正当な行政視察に伴うものとして、社会通念上相当の範囲内に止まっているので、使途基準に合致する支出である。	H19. 4. 26	仙台高裁
議会事務局を通さない先進地視察	否	訪問先の議会事務局でも訪問の事実を把握しておらず、また、政務調査のために訪問をした裏づけとなる資料もないことから認められない。	H19. 10. 26	最高裁
1日の行程陸路に応じて区分した日額定額支給方法	否	調査研究に際して自家用車を使用する場合、現実に係る経費はガソリン代、有料道路通行料、駐車料等がほとんどで、日額定額支給はその算定根拠に宿泊費や食事代等も加わった算定方法であるので、実費と比較しても高額といわざるを得ず、認められない。	H19. 11. 13	仙台地裁
視察キャンセル料	適	やむを得ない事情による場合はキャンセル代を支出することは可能である。	H19. 12. 20	仙台高裁
国費関連事業の調査として衆議院議員と面談した旅費	否	単なる陳情に過ぎず、調査研究の実質を有するものとは認められない。	H20. 5. 16	函館地裁
簡便計算方法による旅費（車賃）	否	規程に定められた車賃の簡便計算方式が著しく実態と乖離し高額であり無効である（算定根拠に燃料費以外に自動車購入費、維持費等を含め算定している）。	H20. 12. 1	京都地裁
現地の行政担当者や施設運営管理者等との面談のない調査研究の旅費	否	現地の行政担当者や施設運営管理者等との面談もなく、市政の参考となりうる資料等の収集も行っておらず、私事旅行と差異が無いことが認められる。出張後に書く調査の所感に基づく意見等を述べ、出張記録書に行程の記載があるものの、その内容は市政に影響を与えるような具体性も見当たらない等、調査目的と実際の調査研究活動の関連性も認められないため、調査研究の旅費としての支出は認められない。	H22. 3. 26	熊本地裁

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
視察後、私事旅行に移った者の帰路の航空賃	否	視察後に私事旅行に移った者の帰路の航空賃は、調査研究活動に必要な経費とは認められない。	H24. 10. 18	高松高裁
調査目的、調査対象が抽象的な交通費等	否	視察が単に東京、大阪への調査のみとしており、調査目的及び調査対象が抽象的過ぎ、政務調査以外の目的に使用されたのではないかなど、調査研究との関連性を疑わせる事情がある。また、調査の具体的内容等が明らかにされておらず、違法なものと推認できる。	H24. 10. 18	高松高裁
駐車場代、高速道路代	否	街づくり勉強会のメンバーと街づくりに関する展覧会を見学することを目的に江戸東京博物館で開催中の展覧会を見学したとあるが、陳述書に添付の写真は同伴女性のみのものであり、真に街づくりを勉強するために展覧会を見学に行ったのか疑問を抱かざるを得ず、その行動は不謹慎と批判されても仕方ない行動であり、正当な政務調査活動とは到底認められない。	H24. 10. 31	東京高裁
バス運転手への菓子折代	否	調査活動のために使用する長距離バスの運転手に対し、菓子折りを渡す必要があるということではできず、その菓子折りの購入費用を政務調査費から支出することは社会通念上相当であると認められない。	H25. 7. 26	静岡地裁
屋久島視察に要した経費	否	「世界遺産屋久島の環境保全対策への取り組み、世界遺産屋久島の地域や国立公園の管理運営について」視察することを目的としているが、日程や内容を検証した結果、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るための調査研究であったことをうかがわせる証拠は見出しがたく、用途基準に合致しない違法な支出である。	H26. 5. 19	最高裁

### (3) 資料作成費

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
議員の同族会社への市政に関するデータ分析委託料	適	議員が業務を委託した業者から給料を得ていたとしても、政務調査費の支出に係る業務がその実態があり、なおかつ議員の勤務の実態も明らかであり、違法性はない。	H19. 12. 26	大阪高裁
予算要望書印刷費	適	内容が予算編成に向けて、市民の意見等を集約し、会派の政策提言として要望事項をまとめ、長や市民等に知らせるものであり、政務調査費の趣旨に適合するものと認められる。	H21. 3. 26	名古屋地裁

#### (4) 資料購入費

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
図書券の購入	適	後日政務調査活動に必要な図書を購入していることから、調査活動に必要な図書、資料の購入に要する経費に該当する。	H18. 11. 18	東京高裁
一般紙購読料	適	議員としての調査研究活動に資するために必要な費用である。	H19. 4. 26	仙台高裁
スポーツ紙購読料	否	スポーツ紙は一般に娯楽性が高く、スポーツ紙の購読が市政に直接かつ具体的に関わるような特段の事情がない限り認められない。	H19. 10. 26	最高裁
議員の職業に関連する業界紙（農業新聞）	適	政務調査活動に資するものであるから可能である。	H19. 10. 26	最高裁
所属政党の機関誌	否	議員が所属する政党の機関誌の購読は、政務調査活動というよりは政党活動に基づくものと解され、支出は認められない。	H19. 12. 20	仙台高裁
議員の職業に関連する業界紙購入費と同協会の会員費	否	〇〇協会の会員費及び新聞代については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認められ、その全額が用途基準に合致しない支出である。	H19. 12. 20	仙台高裁
書籍名が明らかでない書籍代	否	政務調査費制度の趣旨には、その用途の透明性の確保も含まれることや、本件条例等が党派等に収支報告書の提出及び証拠書類等の保管を義務付けていることなどに鑑みれば、書籍名が明らかでない支出は目的外の支出である。	H25. 11. 18	福岡地裁
書籍「北畠親房」の購入費	否	市の観光文化と郷土教育に関する歴史を学ぶために必要な資料であるとの主張であるが、同書の著者である北畠親房についての調査研究が議会活動のための調査研究と関連があるとはできない。	H26. 3. 18	大阪高裁
地図帳及び地図ソフトの購入費	適	議会活動に関する調査活動以外の議員活動にも活用し得るものであるとしても、その証拠上、各書籍の内容が選挙活動その外の活動に利用されたことを伺わせる事情は認められない。	H26. 3. 18 H28. 4. 27 H28. 12. 21	大阪高裁 岡山地裁 東京高裁
あいさつ事例集、地方公共団体式辞・あいさつ事例集の購入費	否	いずれも式典等での礼儀作法等の習得を目的としたもので、市政の調査研究との関連性を有しないと認められるから、市政の調査研究のための費用でないと認められる。	H27. 1. 20	岡山地裁
IT専門誌「週刊BCN」の年間購読料	適	議員が、議会において情報化に関連した議会活動を行っていることに照らすと、議員自身の専門的知識の向上のためのものであって、議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性を欠くということとはできない。したがって、本件用途基準に適合するというべきである。	H28. 11. 10	広島高裁
「週刊新潮」の購入	適	娯楽性を有する雑誌であることは否定し難いものの、社会的に耳目を集める政治問題等についての記事が掲載されることがあることもまた公知の事実というべきであり、議員の調査研究との間に合理的関連性を欠くということとはできないから、用途基準に適合しないということとはできない。(50%充当)	H29. 3. 30	広島高裁

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
新聞等の年間購読料（議員の任期満了期間越え）	否	その期間が議員の任期満了の期間を超える場合、仮に年間購読の方が月間購読よりも割安であっても、当該議員が次の選挙に当選するの否か、当該会派が次回選挙後も存続するの否かが確定しておらず、また調査研究活動に必要なかどうか明らかでない経費への支出を前もって許容することは、法の趣旨に反する。	H29. 11. 2	仙台地裁
「フライデー」、「正論」、「WILL」、「アエラ」、「諸君」、「文藝春秋」、「別冊文藝春秋」、「別冊新潮」、「中央公論」、「月刊文春」、「月刊新潮」、「新潮45」の購入費	適	「フライデー」については、領収書等の写しの「使途の内容」欄に、「鳩山民主党特集」との記載があり、これは関係する団体の政治活動の方針や内容等を知り、参加人（会派）が所属・指示・連携する国政レベルの政党の主義、政策等の参考になる情報源として有意義であるから、政治活動全般に必要な有益であると認められる。 また、「正論」、「WILL」、「アエラ」、「諸君」、「文藝春秋」、「別冊文藝春秋」、「別冊新潮」、「中央公論」、「月刊文春」、「月刊新潮」、「新潮45」については、月刊誌であるか、又は政治経済、社会情勢、思想等に重きを置いた週刊誌であり、これらの書籍による情報収集と市政の調査研究との間に関連性がないとはいえず、調査研究の必要性及び合理性を欠いているとはいえないから、市政の調査研究のための費用でないとは認められない。	H30. 5. 24	東京高裁

## (5) 広報費

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
ホームページの維持管理費	適	議員のプロフィールと政策、議会における活動状況、後援会入会の案内等が掲載されていることから政治活動に資するものであることができ、この維持は政務調査費を当てることは十分肯定することができる。	H18. 11. 18	東京高裁
市議会議員選挙前の発行日の議員の顔写真入会派報の発行を選挙後にしたとする費用	否	選挙後に発行したとする証拠もなく、領収書等も廃棄されている。このことから、選挙活動用の広報費として支出されたと推認され、使途基準に照らしても明らかに必要性、合理性を欠いている。	H20. 3. 24	仙台地裁
年度を越えた広報紙の印刷費	否	年度内に行われた広報活動に要した費用と認められるには、年度内に文面の内容が確定し、その確定された文面で印刷が完了していなければならない。	H20. 12. 25	東京高裁
特定政党の機関誌の実質を有する会派報に関する経費	適	会派発行の広報紙が、会派が行う議会活動及び区政に関する政策等が掲載されていることから、印刷経費等は政務調査費の広報費に当たるとされた。	H21. 5. 27	東京高裁
ウェブサイト利用料	否	会派の調査研究活動や議会活動をウェブサイトに掲載したことを裏付ける的確な証拠がなく、ウェブサイトの内容を認めるに足る証拠がない。	H24. 1. 31	福岡高裁

## (6) 広聴費

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
議会活動、調査活動報告の会合の際に提供したジュース、菓子、弁当の代金	適	議会活動や調査活動の報告や地域住民からの要望等の聴取のため会合で提供したジュース、菓子、弁当の代金との説明がされ、支出金額も社会通念上相当の範囲内に止まっていると認められる。	H19. 12. 20	仙台高裁

## (7) 人件費

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
議員の配偶者に対する人件費	否	家族を雇用することはお手盛りの危険を伴い納税者の理解が得られにくい。また、家族に支払う人件費の妥当な金額かどうかを検証することが難しい。	H19. 12. 20	仙台高裁
娘を常勤調査研究補助者とした人件費(2分の1の支出)	適	常勤調査研究補助者として市民による市政に対する要望の聞き取り調査や市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助もしており、その比率として給料の半額分は政務調査費としての支出が認められる。	H20. 3. 24	仙台地裁
障害者である議員の政務活動を補助するために雇用した者に対する人件費	適	障害者が議員となる場合や、議員在職中に障害者となる場合、その議員の政務活動を補助するための職員の雇用に関する支出について、議員が政務調査活動をするに当たって受けた介助を金額として評価し、これを人件費として支出することは使途基準に反するとはいえない。	H20. 11. 10	松江地裁
会計年度をまたがった人件費	否	当該年度に交付された政務活動費は、当該年度に生じた必要な経費のみを充てることが予定されるべきであって、採用することはできない。	H30. 3. 22	大阪高裁

## (8) 事務所費

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
事務所が政務調査活動のみに供されている事務所賃料	適	事務所費として支出した賃料は、後援会事務所を兼ねたものではなく、政務調査活動のための事務所として使用していたことが認められ、その賃料も母親所有とは言え月額2万円であり、不相当とは言えないことから、全額政務調査費からの支出は認められる。	H19. 4. 26	仙台高裁
賃貸人が議員の親等の親族の場合の賃料	適	研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間等の親族の間とはいえ事務所の使用関係、経費の負担関係を明確にするため賃貸借契約を締結することは不自然ではなく、賃料を支出することも可能である。	H19. 12. 26	大阪高裁
事務所に購入したデジタルカメラ	適	自宅用と事務所に区分したこと自体合理的であって不自然でなく、全額政務調査費からの支出は認められる。	H20. 3. 24	仙台地裁



対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
事務所用に設置したBSチューナー、DVDデッキ等	適	BSチューナー、DVDデッキは情報収入に用いるものであるから、購入の主たる目的が政務調査活動であるということができ、全額政務調査費からの支出は認められる。	H20. 3. 24	仙台地裁
会派控室で使用するパソコン、FAXリース料、電話代等	適	パソコンは、主としてインターネット回線を通じて情報を収集し、収集した情報を編集するためのもので、FAXリース料、電話代等は情報を収集し、発信するための設備であるから、全額政務調査費から支出は認められる。	H20. 3. 24	仙台地裁
年度をまたぐ再リース料	否	再契約当初に一括して再リース料を政務調査費から支出することを認めると、支出した議員の任期を越えて再リース契約が継続される場合には、議員資格のない者の利用する再リース契約の費用を支出する結果となるため、相当ではない。再リース料を支出する際は単年度ごとに按分した金額によることが相当である。	H26. 3. 18	大阪高裁

### (9) その他の経費

対象とした支出	判決結果	判決理由	判決年月日	裁判所
ガソリン代	否	議員活動のために使用したガソリンの量及びその代金と私的な生活や行動のために使用したガソリンの量及びその代金の区分もせず、漫然とこれらを混同し全額政務調査費から支出することは認められない。	H16. 7. 29	仙台高裁
議員団車の軽自動車税、車検代、保険料	否	自動車税や車検代及び保険料は、車両の維持管理等に当たって必要となる費用に過ぎず、その車両が調査研究活動そのものに使用されていても、車両の維持管理は認められない。	H16. 9. 15	京都地裁
公共政策大学院の学費	適	公共政策大学院ガバナンス研究科へ通学することは、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度の趣旨に合致するものである。	H18. 11. 18	東京高裁
英語教材や教材のためのCDプレーヤー	適	市が国際交流を推進している以上、それに資する英語教材やその利用のための機材の購入も市政に関連するものというべきである。	H19. 2. 9	札幌高裁
名刺代	否	一般の議員活動としての範疇である。	H19. 4. 26	仙台高裁
携帯電話代	否	調査研究活動に伴って使用することも有り得るが、調査研究活動に携帯電話を使用する必要性は乏しく、使用した金額（年間約13万円～約22万円）の多さに照らすと大半が調査研究活動以外のものであったと推認される。	H19. 10. 26	最高裁
携帯電話代	否	議員の政務調査活動以外の活動では不可欠であったとしても、政務調査を行う上では必要不可欠なものとは認められない。	H19. 12. 20	仙台高裁
住民訴訟に要した経費	適	住民訴訟の提起・追行も「議員の調査研究」ないし「議員が行う執行機関の事務に関する調査研究」の一環であるとして、住民訴訟に要した経費を政務調査費として認めたものである。	H21. 9. 29	東京高裁

### 3 按分に関する判例・裁判例

#### (1) 10分の9が認められた事例

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
会派控室に従事させた者のアルバイト代	会派活動の多面性に鑑みると、会派控室において政務調査活動以外の活動が行われている可能性までは完全に排除できず、当事者から特段の主張・立証がない限り、その1割が目的外支出とするのが相当である。	H25. 11. 18	福岡地裁

#### (2) 2分の1が認められた事例

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
後援会事務所と兼用の事務所の電気料金	合理的な区分が困難であるので、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認める。	H19. 10. 26	最高裁
名古屋青果市場と世界遺産白川郷の視察旅費	名古屋青果市場の視察は市政との関連性があり、調査事実があったことが認められるが、白川郷は市政との関連性が不明である。どのような割合が資料上不明であるので、調査旅費の2分の1を政務調査費からの支出を認める。	H19. 10. 26	最高裁
政務調査活動以外にも使用されている事務所賃料	合理的な区分が困難であるから社会通念上相当の按分をするのが相当であり、政務調査活動分を2分の1、それ以外を2分の1とする。	H19. 12. 20	仙台高裁
お茶代、湯沸しポット、お茶容器の購入費	政務調査活動のみに使用するものとはいえ、他の活動にも使用するものであり、その購入額の半額分が適当である。	H20. 3. 24	仙台地裁
広報誌印刷代	広報誌には会派の紹介文、所属議員3人の一般質問時の写真と質問内容が記載されている。裏面は所属議員8人の言葉が掲載され、市政についての考え方や議題となり得るものを具体的に記載する箇所もあるが、抽象的な挨拶文の記載に止まっている。また、政務調査だけでなく、それ以外の議員や会派の活動を内容としていることが否定できない。よって、2分の1が政務調査費として支出することが許されるが、残りは使途基準に反している。	H23. 5. 11	神戸地裁
当選のお礼を記載した議員通信印刷代	紙面の4分の1程度に当選のお礼の趣旨の挨拶文及び会派の説明が記載され、残りの紙面は地域安全対策、委員会など市政に関する報告の内容となっている。挨拶文、会派の説明の占める割合が少ないことを照らせば、議員通信印刷費の2分の1は政務調査費を充てることができるが、残りの2分の1は使途基準に適合しないといえる。	H23. 5. 11	神戸地裁
1回当たり10万円を超える切手代	切手はその性質上、換金が極めて容易であるため、大量購入する場合には、管理者を定めて一律に管理した上で、使用の際には使用目的と使用枚数を記録に残すなどの厳格な管理が求められる。本件ではいつどのような目的で使用されたかについて具体的な主張はなく、目的外支出が含まれていると推認できるが、その割合を特定することができないので、支出された5割が目的外の支出とするのが相当である。	H25. 11. 18	福岡地裁

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
名刺印刷代	名刺は一般的にさまざまな用途に使われるもので、特に政務調査活動に有益であるとの事情もないので、通常の議員活動にも使用されたことが推認される。政務調査活動のみに使用されたことを反証しない限り、目的外支出が含まれていると認めるべきであるが、その割合は特定できないので、その5割が目的外支出に当たると認めるのが相当である。	H25. 11. 18	福岡地裁
事務所で使用するパソコン、プリンター、液晶プロジェクターの減価償却費	市の使途基準では事務所で使う物品の購入に対して特段の制限は設けておらず、購入した物品が個人の財産となることがあっても直ちに使途基準に反する支出であるとはいえない。しかし、事務所が政治団体の事務所と兼ねていることから、調査研究活動のみでなく、政治団体の活動その他種々の活動にも利用されていることが推認できるもののそれを明確に分けることができない。よって減価償却費の2分の1を調査研究活動のために必要なものとして認める。	H26. 3. 18	大阪高裁
事務用品であるメモリースティック、コピー用紙、インクカートリッジ及びパソコンソフト等の文具、事務用品等	事務用品等は、性質上、市政の調査研究活動以外にも用いられ得るものであるところ、議員が議員事務所等で使用するもの又は使用場所が明らかでないものであるから、市政の調査研究活動以外にも使用されていると認められる。したがって、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。	H27. 1. 20	岡山地裁
事務機器の利用料（リース料やコピー代等）	当該支出をした相手方議員らからその割合等についての合理的説明がない場合には、条理上、その2分の1は目的外支出というのが相当である。	H27. 8. 11	長崎地裁

### (3) 3分の1が認められた事例

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
政務調査活動以外にも使用されている事務所賃料、備品費	所属する会派に係る政務調査活動のほか、選挙活動、後援会活動その他政務調査活動に属さない一般の議員としての活動の拠点としても使用されていることから、政務調査費からの支出は3分の1が相当である。	H19. 12. 26	大阪高裁
会派の機関紙の取材費・印刷費	機関紙の内、全区版は会派の調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせるものとなっており、取材、編集、印刷等に要した費用は認められる。ただし、各区版は、一部に自己をPRする部分や後援会活動又は選挙活動の一環と認められる部分もあり、割合等を考慮し、3分の1程度は認めることはできない。	H21. 3. 26	名古屋地裁
自宅と事務所が分離している場合のインターネット通信料、ケーブルテレビ利用料	インターネットやケーブルテレビの性格、機能、用途に照らせば、調査研究以外の議員としての活動にも利用されることが推認できる。議員の地位や権限、職務内容等に鑑み、通常、調査研究活動が議員としての活動に占める割合は3分の1は下らず、その部分は調査研究と関係する部分として推認できる。	H24. 10. 18	高松高裁

**(4) 4分の1が認められた事例**

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
ガソリン代	個人使用を含んでいるガソリン代については、個人的使用分を2分の1、政務調査以外の議員活動を4分の1、政務調査活動に資する費用分を4分の1とみる。	H19. 10. 26	最高裁
自宅を事務所としている場合の電話料金	自宅と事務所の電話番号が同一であるので、個人としての電話料金の割合は2分の1、政務調査以外の議員活動の割合は4分の1、政務調査活動の割合を4分の1として認めるのが相当である。	H19. 10. 26	最高高裁
パソコンリース代	パソコンリース代は、個人使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とする。	H19. 12. 20	仙台高裁

**(5) 6分の1が認められた事例**

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
政務調査活動以外にも使用されている事務所賃料	議員の地位、権限及び職務内容等を鑑みて、議員活動の割合を2分の1とし、市政に関する調査研究活動が一般の議員活動の中に占める割合を3分の1と見て、全体の6分の1を政務調査活動に資する支出と認める。	H19. 12. 26	大阪高裁
自宅兼事務所の場合のインターネット通信料、ケーブルテレビ利用料	インターネットやケーブルテレビの性格、機能、用途に照らせば、調査研究以外の議員としての活動にも利用されること、自宅兼事務所の場合は私人としての生活にも使用されていることが推認される。議員の地位や権限、職務内容等に鑑み、通常、調査研究活動が議員としての活動に占める割合は3分の1とすると、自宅兼事務所に開設された場合は政務調査研究と関係する部分は6分の1が認められる部分である。	H24. 10. 18	高松高裁

**(6) 9分の1が認められた事例**

対象とした支出	判決理由	判決年月日	裁判所
携帯電話代	政務調査活動部分を具体的な割合で示すのは困難であるので、議員の地位や権限、職務内容から見ると電話料金の3分の1が議員活動に伴う使用で、さらにその3分の1が市政に関する調査研究活動分として認めるのが相当である（全電話代の9分の1）。	H19. 12. 26	大阪高裁
ガソリン代	個人使用を含んでいるガソリン代については、市政に関する調査研究活動に供される割合は3分の1を下らないと認めるのが相当であり、さらに議員個人においてはその3分の1については政務調査費として認める（全体の9分の1が認められる範囲）。	H19. 12. 26	大阪高裁
自宅を事務所としている場合の電話料金、高熱水費、駐車場代等	議員の地位、権限及び職務内容等に鑑みて、議員事務所としての使用は3分の1とし、その3分の1が市政に関する調査研究活動として、全体の9分の1を政務調査活動に資する支出と認める。	H19. 12. 26	大阪高裁

## 鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 22 年 3 月 26 日

条例第 11 号

改正 平成 25 年 2 月 28 日 条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、鴨川市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、鴨川市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 政務活動費の額は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額 1 万円を乗じて得た額とする。

- 2 年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- 3 年度の途中において新たに結成された会派については、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- 4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第 1 項の所属議員に含まないものとする。
- 5 基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 6 政務活動費は、各年度の 5 月末日までに当該年度分を一括して交付するものとする。ただし、年度の途中で新たに結成された会派については、届出のあった日から 30 日以内に交付するものとする。

(交付の申請等)

第 4 条 会派の代表者は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長を経由して市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、政務活動費の交付を決定し、議長を経由して会派の代表者に通知するものとする。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第 5 条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費として別表に定めるものに充てることができるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 経理責任者は、政務活動費に関する帳簿及び書類を整理し、当該政務活動費の支出のあった年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、別に定めるところにより、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

4 議長は、収支報告書の提出を受けた場合は、その写しを市長に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び公開)

第10条 議長は、第8条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書について、それぞれの提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 収支報告書の開示については、鴨川市情報公開条例(平成18年鴨川市条例第6号)の定めるところによるものとする。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第6条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市の政策について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見等を聴取するための会議等に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請又は陳情活動を行うために要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
人件費	会派の行う活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

附 則

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の鴨川市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

## 鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程

平成 22 年 3 月 30 日

鴨川市議会告示第 1 号

改正 平成 25 年 2 月 28 日議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 22 年鴨川市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出等)

第 2 条 議員が条例第 2 条に規定する会派（以下「会派」という。）を結成したときは、代表者及び経理責任者を定め、議長に対し会派結成届（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定による届出事項に変更が生じた場合は、その変更内容について会派変更届（別記第 2 号様式）を議長に提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、会派解散届（別記第 3 号様式）を議長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の申請は、政務活動費交付申請書（別記第 4 号様式）によるものとする。

2 会派の代表者は、申請した事項に変更が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（別記第 5 号様式）を提出しなければならない。

(交付決定)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の通知は、政務活動費交付決定（変更）通知書（別記第 6 号様式）によるものとする。

(交付請求)

第 5 条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の 15 日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（別記第 7 号様式）を提出するものとする。

(収支報告書)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（別記第 8 号様式）によるものとする。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 3 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程の規定は、施行日以後



に交付される政務活動費から適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別記第1号様式（第2条関係）

会派結成届

年 月 日

鴨川市議会議長

様

会派名

代表者名

印

会 派 結 成 届

鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

会 派 の 名 称		
代 表 者 氏 名		
経 理 責 任 者		
結 成 年 月 日		
所 属 議 員 数		
所 属 議 員	役 職 名	氏 名

別記第2号様式（第2条関係）

会派変更届

年 月 日

鴨川市議会議長

様

会派名

代表者名

印

会 派 変 更 届

鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	変 更 前		変 更 後	
会派の名称				
代表者氏名				
経理責任者				
結成年月日				
所属議員数				
所 属 議 員	役職名	氏 名	役職名	氏 名

別記第3号様式（第2条関係）

会派解散届

年 月 日

鴨川市議会議長

様

会派名

代表者名

㊟

会 派 解 散 届

鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程第2条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

会 派 の 名 称		
代 表 者 氏 名		
経 理 責 任 者		
解 散 年 月 日		
所 属 議 員 数		
所 属 議 員	役 職 名	氏 名

別記第4号様式（第3条関係）  
政務活動費交付申請書

年 月 日

鴨川市長 様  
(鴨川市議会議長経由)

会派名  
代表者名 ㊟

政務活動費交付申請書

鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派の結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 名 ( 月1日現在)
- 6 交付申請額 (平成 年度分) 円  
(所属議員数×10,000円×月数)

別記第5号様式（第3条関係）  
政務活動費交付変更申請書

年 月 日

鴨川市長 様  
(鴨川市議会議長経由)

会派名  
代表者名 ㊟

政務活動費交付変更申請書

鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程第3条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	変更前	変更後	変更年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額（平成 年度分）	円	円	

別記第6号様式（第4条関係）  
政務活動費交付決定（変更）通知書

年 月 日

会派名

代表者名 様

鴨川市長 印

政務活動費交付決定（変更）通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費について、下記のとおり交付決定（変更）したので、鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定（変更）額 円

別記第7号様式（第5条関係）  
政務活動費交付請求書

年 月 日

鴨川市長 様  
(鴨川市議会議長経由)

会派名  
代表者名 ⑩

政務活動費交付請求書

鴨川市議会政務活動費の交付に関する規程第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合		本店 支店 出張所
預金種目	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			



別記第8号様式（第6条関係）  
 政務活動費収支報告書

年 月 日

鴨川市議会議長 様

会 派 名  
 代 表 者 名 ⑩  
 経 理 責 任 者 名 ⑩

政務活動費収支報告書

鴨川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項（第3項）の規定により、下記のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収 入 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
政務活動費		

2 支 出 (単位：円)

項 目	金 額	備 考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

※備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 金 \_\_\_\_\_円